

諸舊記に見えたり。故に唐犬なども多く飼置き、犬牽も數人居たるなるべし。

○唐犬之傳話

三壺記に云ふ。利長卿高岡御在城の頃、佃源太郎云々の事にて、追放被仰出けるにより、越後をさして走りゆき、上總様を心懸けて行きたり。御犬牽の才次郎が弟才兵衛上總様に有之と聞きおよびけるゆゑ、彼を頼みて引込みけるに、才兵衛申すやうは、唐犬一疋才覺しておはしませ、頓て有付き給ふべしといふ。心得たりと高岡へ夜通しに來り、御犬牽才次郎に引込み相談しけるに、それこそやすけれど、生田四郎兵衛方へ參り、兩々の事を語るに、四郎兵衛聞きて、能くこそ申來りたれと、御唐犬の内にも無之程の唐犬に銀子を添へて與へけり。源太郎此の犬を牽き越後へゆき、太閤の信長へ直參の事を思ひ出し、上總様鷹野より御戻りの節、路次の脇に犬牽きて長り居けるに、あれは誰ぞと御尋なり。源太郎承り、高岡牢人にて候、被召置候は、難有可奉存旨申上ぐ。即て被召置御禮に唐犬を指上ぐる。能き犬を上げたりとて、其の晚百五十石の折紙を頂

戴し、其の年の藏返しを取りて、明る春は出頭致しけるに、はや高岡にて利長卿の御耳に立ち、慶長十七年の暮越後へ御使者立て、源太郎を被召寄一、貳百石被下けり云々と。又混見摘寫に云ふ。先年前田家に名譽の唐犬有之。或時野へ牽出しけるに、取り逃し、近邑へ走りゆき、三歳許の子遊びて居たり。既に喰はんと懸け寄るに、其兒莞爾と笑ひ何心なし。彼犬尾を振り、害する事もなく立去りぬ。其時天牽人懸け來て、犬をば捕ふとなり。彼の犬牽後月舟和尚にかくくのよし語り、危き事に逢ひたりと云ふ。和尚此の物語を聞き、扱々有がたき事を承りたり。佛法の根元此の一實なり。無我の所こそ有難けれ。怒ればこそ犬も喰ふべけれ。誠有るを邪魔に行く事は、ましてあるべき事にあらず。犬の意かくの如しと申さるゝと也。とあり。按ずるに、右の傳話は延寶・天和・貞享頃などの事ならんか。猛獸の小兒に向うて害をなさざる傳話は、二十四孝の虎をはじめ、彼是物語ぶみ共に見えたり。或は曰く、禽獸はよく人の氣を察す。故に猛獸は必ずその氣を察して害をなす。小兒は無心にて、其の氣なきゆゑに害をなさず。是いまだ無我に

して欲心なき故なりといへり。實に此の説の如くにやあらんか。

○三十人組地跡

此の組地は、非人小屋の此方にて、舊藩中は三十人組と稱する小者共の組地なり。按ずるに、上文に記載する如く、延寶の金澤圖に、今いふ手木町の地をば三十人組、同小頭共の組地なるよし載せたり。されば延寶の頃は此の地にて組地を賜はり、爰に居住せしかど、後三十人組の者共をば犬小屋のあなたへ移轉せしめ、跡地を手木足輕の組地となし、手木共家作して、手木町と町名に呼びたりしと聞ゆ。さて三十人組と呼べるものは、既に上文に記載する如く、御手廻りとも呼びて、藩侯の身近に奉公する小者なり。江戸横目所日記に左の如く見たり。

五月十二日

右は元祿八年也。

三十人組之者等、御供廻与書上申候に付、被仰出之趣奉

承知候。不調法之仕合奉存候。御手廻之者之外、押足輕・割場付小者等茂有之候故、惣様御供廻与書上申候。不倉議之仕合、迷惑至極奉存候。以上。

五月廿一日

中村市郎左衛門

村 惣次郎

佐 垣 多 門

前田對馬殿

多賀信濃殿

玉井勘得由殿

右は元祿七年也。

○御小屋坂

此の坂は小立野龜坂の坂中より、一本松へ降る坂路にて、是より非人小屋へ通へり。故に御小屋坂と呼べり。

○非人小屋跡

此の小屋は、上笠舞の村地なる田圃中にて、三十人組屋敷の上なり。舊藩中は、貧民を入れ置かるゝ救小屋にて、是を非人小屋と稱し、世人は御小屋と呼べり。三州志來因概覽附録の非人小屋の註に云ふ。非は貧字の誤歟と。又云ふ。